



長野県報

2月27日(木)
令和7年
(2025年)
第587号

目次

規則

- 身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（障がい者支援課）…………… 1
聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 3

告示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）…………… 4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務廃止の届出（地域福祉課）…………… 4
広域連合の規約の変更の許可（市町村課）…………… 5

公告

- 土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分の実施の届出（農地整備課）…………… 5
令和6年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）…………… 5
特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（水道・生活排水課）…………… 23

訓令

- 長野県立学校職員服務規程の一部改正（高校教育課、特別支援教育課）…………… 25

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年2月27日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第2号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和35年長野県規則第34号）の一部を次のように改正する。

「殿

様式第2号中

氏名
個人番号

年月日生を

」

「殿

〒

居住地

届出者氏名

年月日生

電話番号

届出に係る身体障害者との続柄

」

に、「私は」を「私は（下記の者は）」に、

- 「 1 新居住地
旧居住地
- 2 新氏名^{ふりがな}
旧氏名^{ふりがな}

15歳未満の児童の場合 新氏名 ^{ふりがな} 旧氏名 ^{ふりがな} 年 月 日生 個人番号

を

」

- 「 1 変更の内容
- (1) 新居住地
- (2) 旧居住地
- (3) 新氏名^{ふりがな}
- (4) 旧氏名^{ふりがな}

2 届出に係る身体障害者

に、

居住地※	〒											
氏名※ ^{ふりかな}												
生年月日※												
個人番号												

」

手帳番号	交付年月日	障害名	等級	児童との続柄
県 第 号	年 月 日		種 級	
備考				

を

」

手帳番号	交付年月日	障害名	等級
県(市) 第 号	年 月 日		種 級
備考			

に改め、同様式の備考の1を次の

」

ように改める。

- 1 15歳未満の児童については、保護者が代わって届け出ること。

様式第2号の備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

- 2 届出者欄の記載内容と同じ場合には、※欄の記載は、省略することができること。

「 殿

居住地
氏名^{ふりかな}

年 月 日生

個人番号

様式第3号中 続柄(ただし、15歳未満の児童の場合)

を

15歳未満の 児童の氏名 ^{ふりがな} 年 月 日生 個人番号

」

「殿
 〒
 居住地
 申請者 氏名 年 月 日生 に、
 電話番号
 申請に係る身体障害者との続柄
 」

「(5) その他 () を
 2 」

「(5) その他 ()
 2 申請に係る身体障害者

居住地※	〒										
氏名※	に、「県 号」を										
生年月日※											
個人番号											

3 既交付の身体障害者手帳の記載の内容 」

「県(市) 号」に、「種/級」を「等級 種級」に改め、同様式の備考の1を次のように改める。

1 15歳未満の児童については、保護者が代わって申請すること。

様式第3号の備考の3を同備考の4とし、同備考の2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 申請者欄の記載内容と同じ場合には、※欄の記載は、省略することができること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(用紙の使用に関する経過措置)

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、使用することができる。

障がい者支援課

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和7年2月27日

長野県公安委員会委員長 柳 平 千代一

長野県公安委員会規則第1号

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年長野県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「聴聞を行う公安委員会等の掲示板に掲示して」を「インターネットの利用その他の方法により」に改める。

附 則

この規則は、令和7年3月1日から施行する。

総務課